

国立大学法人熊本大学
大学評価会議による
自己点検・評価結果報告書

令和7年12月
国立大学法人熊本大学
大学評価会議

目次

1. はじめに.....	4
2. 評価領域ごとの大学評価会議による自己点検・評価結果.....	5
2-0. 大学評価会議による自己点検・評価結果一覧表.....	5
2-1. 教育.....	6
2-2. 施設管理.....	10
2-3. 設備（ICT）.....	11
2-4. 設備（図書）.....	12
2-5. 学生支援.....	13
2-6. 入学者受入.....	14
2-7. 研究.....	16
2-8. 社会貢献.....	18
2-9. 国際.....	20
3. おわりに.....	22
参考1：国立大学法人熊本大学大学評価会議委員名簿.....	23
参考2：国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則.....	24

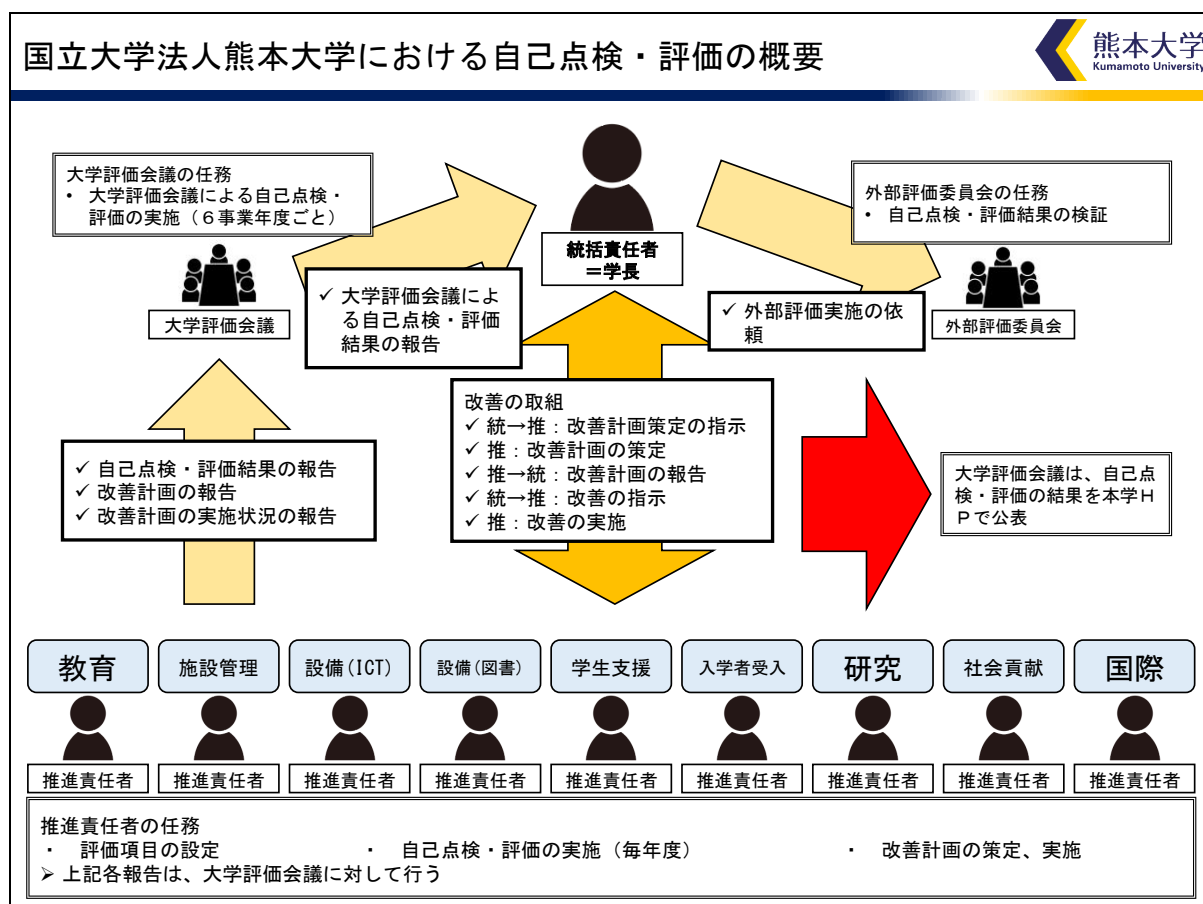
1. はじめに

大学は、学校教育法（以下「法」という。）第109条第1項の規定により、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとされている。

また、学校教育法施行規則第166条の規定により、自己点検・評価を行うに当たっては、法第109条第1項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとされている。

国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）は、以上の点を踏まえ、令和2年度に制定した国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、自己点検・評価を実施している。

なお、規則の規定に基づく本学の自己点検・評価の概要は、以下のとおりである。



国立大学法人熊本大学大学評価会議（以下「大学評価会議」という。）は、規則の規定に基づき、令和7年度に、令和3年度から令和6年度まで（ただし、「研究」、「社会貢献」、「国際」の各評価領域は、令和4年度に評価領域に追加されたため、令和4年度から令和6年度まで）に推進責任者から報告された自己点検・評価結果、改善計画（推進責任者が、自己点検・評価の結果、「改善すべき点」があると認めた場合に限る。）、改善実施状況（推進責任者が、自己点検・評価の結果、「改善すべき点」があると認めた場合に限る。）について、大学評価会議による自己点検・評価を実施した。その結果について、本報告書により報告する。

2. 評価領域ごとの大学評価会議による自己点検・評価結果

2-0. 大学評価会議による自己点検・評価結果一覧表

評価領域	大学評価会議による自己点検・評価結果
教育	適切である
施設管理	適切である
設備（ICT）	適切である
設備（図書）	適切である
学生支援	適切である
入学者受入	適切である
研究	適切である
社会貢献	適切である
国際	適切である

2-1. 教育

2-1-1. 大学評価会議による自己点検・評価の方法

大学評価会議において選出した 12 名の大学評価会議委員が、「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」、「推進責任者から報告された「優れた点」のほか、「優れた点」と認められる点（以下「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点」という。）があるか」、「推進責任者から報告された「改善すべき点」のほか、「改善すべき点」と認められる点（以下「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点」という。）があるか」及び「総評」について点検・評価を実施した。

本評価領域の点検・評価を実施した各大学評価会議委員から提出された点検・評価の結果を取りまとめ、大学評価会議による審議・了承を経て、大学評価会議による自己点検・評価の結果として確定した。

2-1-2. 推進責任者による自己点検・評価の概要

本評価領域の推進責任者は、国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会の議を経て、国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証に関する方針及び国立大学法人熊本大学における教育の内部質保証実施ガイドラインにおいて、評価項目を定めている。

そのうえで、令和3年度から令和6年度までの各年度、各評価項目について、自己点検・評価を実施しているが、実施にあたっては、評価項目に応じ、教育に関する全学共通の事項を対象とし、国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会全学共通評価専門委員会で実施する自己点検・評価（全学共通評価）、教養教育における教育活動を対象とし、熊本大学ファカルティ・ディベロップメント委員会教養教育FD専門委員会で実施する自己点検・評価（教養教育プログラム評価）、教育の内部質保証を実施する教育課程ごとの教育活動を対象とし、各学部・教育部・研究科において定める委員会で実施する自己点検・評価（学位プログラム評価）、教職課程を対象とし、熊本大学大学教育統括管理運営機構附属教職総合センター運営委員会で実施する自己点検・評価（教職課程評価）、複数の教育課程で実施する教育プログラムを対象とし、熊本大学教務委員会数理・データサイエンス・AI 教育プログラム専門委員会で実施する自己点検・評価（数理・データサイエンス・AI 教育プログラム評価）を実施し、各自己点検・評価が正しく機能しているかについての点検・評価を、国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会で実施する教育総合評価において、実施している。なお、教職課程評価及び数理・データサイエンス・AI 教育プログラム評価は、令和4年度から実施されている。

本評価領域の推進責任者による自己点検・評価の結果については、「大学院課程（教職大学院の課程を除く）においては、研究指導、学位論文に係る指導体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていること」、「期待されている学修成果の達成の程度について、適切に評価していること」、「期待される学修成果を学生が達成していること」、「卒業（修了）後の状況等から判断して、期待される学修成果が上がっていること」の各評価項目について、令和3年度に、「**適切でない**」と判断されているが、令和4年度から令和6年度までについては、いずれの年度においても「**適切である**」と判断されている。なお、これらの評価項目以外の評価項目については、令和3年度から令和6年度まで（「教職課程の編成に関すること」及び「数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関すること」の各評価項目については、令和4年度から令和6年度まで）のいずれの年度においても「**適切である**」と判断されている。

また、令和3年度から令和6年度までのいずれの年度においても、複数の「優れた点」及び「改善すべき点」が報告されている。なお、本評価領域の推進責任者は、「改善すべき点」について、いずれも、令和6年度までに「**対応済**」であると判断している。

※ 本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書、改善計画書及び改善実施状況報告書は、本学WEBサイト (https://www.kumamoto-u.ac.jp/dai_gaku_jouhou/kihon_joho/hyouka/ol3mgw) を参照のこと

2-1-3. 大学評価会議による自己点検・評価の結果

大学評価会議による自己点検・評価の結果：**適切である**

「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員12名の全てが、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断した。

以上の点と、本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書及びそのエビデンス、改善計画書並びに改善実施状況報告書の内容等を総合的に勘案し、大学評価会議は、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断する。

また、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員から、以下の点が、大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点であるとの意見が提出された。

【医学部（医学科）・医学教育部】

- 医学教育モデル・コア・カリキュラムの令和4年度改訂に応じたカリキュラム改訂を速やかに進め令和6年度入学生から実施している。
- 多層的なフィードバック体制の構築について、卒業生本人だけでなく勤務先への聞き取り調査も実施することで、教育成果を第三者の視点から評価しており、多面的な実効性確認が可能な体制となっている。
- ディプロマ・ポリシーに基づく継続的な改善サイクルについて、アンケート結果を人材育成目標と照合し、次年度の教育改善に反映させるなど、PDCAサイクルが実質的に機能している。
- 学部・研究科独自の積極的な質保証活動について、全学の取組みに加えて独自調査を実施するなど、教育の質向上に対する主体的な姿勢が組織内に根付いている。

大学評価会議は、以上の点を、本評価領域における「**優れた点**」であると判断する。

さらに、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員から、以下の点が、大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点であるとの意見が提出された。

【医学部（医学科）】

- 卒業生アンケートにおける回答数が少数（令和4年度：3件、令和5年度：7件）に留まっているため、回答数を増加させるための取組が求められる。

大学評価会議は、以上の点を、本評価領域における「**改善すべき点**」であると判断し、本評価領域の推進責任者に対して、改善に向けた取組の実施の検討を要請する。

結びに、「総評」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員による総評を示す。

【全般】

- 令和3年度に「適切でない」と評価された「自己点検の観点」は、「E：大学院課程（教職大学院の課程を除く）においては、研究指導、学位論文に係る指導体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていること」、「F：期待されている学修成果の達成の程度について、適切に評価していること」、「G：期待される学修成果を学生が達成していること」、「H：卒業（修了）後の状況等から判断して、期待される学修成果が上がっていること」と4つあったが、翌令和4年度には4項目とも改善され、それ以降は全て「適切である」と評価されている。この最初の厳格な改善要請に対する素早い対応が物語るように、「自己評価の観点」は評価する側とされる側の双方に迅速に共有されたと言えるだろう。

もちろん、令和4年度の「教育総合評価」では全ての観点が「適切である」と判定されているものの、例えば文学部においては「F：期待されている学修成果の達成の程度について、適切に評価していること」、「G：期待される学修成果を学生が達成していること」、「I：学生が学修成果を達成するための支援が十分に行われていること」の多くの項目のエビデンス未提出が改善点として指摘された。令和5年度も同様に「教育総合評価」は適切でも、改善点は少なくない。しかしながら、ほとんどの場合、迅速に対応されており、令和6年度の改善点は3件に激減している。こうした点からも「自己評価の観点」が評価する側とされる側の双方に行き渡ったと考えられるだろう。

- 令和3年度から、全ての学部と教育部について、設定された観点に基づく自己点検が実施されており、改善を要すると判断された点については、全て適切に対応されている。
- 本自己点検結果は他学部における優れた取り組みを知り、自学部の改革の参考にできる点も多いことから、より広く共有、周知されることが望ましい。
- 推進責任者により、自己点検の観点が適切に設定され、各年度、観点ごとに優れた点や改善を要する点を指摘するとともに、適切な自己点検・評価がされている。
- 推進責任者により、自己点検の観点が適切に設定されており、年度ごとに不十分な観点に対する改善点が指摘され、それに対応した改善が適切になされていることが確認されている。また、観点ごとに優れた点があれば、その点も具体的に明記されており、全ての自己点検の観点において適切な自己点検・評価がなされていると評価できる。
- 全体的に推進責任者の自己点検・評価結果は適切であるとする。

【教育学部】

- 教育学部のミッションは優れた教員の養成及び教員就職率の向上であるが、在学生・卒業生・教育現場への独自のアンケート調査を積極的に行っている点について評価することができる。それを具体的な教員就職率の向上につなげていくことが今後の課題といえる。

【法学部・社会文化科学教育部】

- いずれの項目においても、所定の基準を満たしている点は評価に値する。一方で、「優れた点」については該当がなかったことから、今後は一層の改善を重ねることにより、単に基準を満たすにとどまらず、より高水準の成果を目指すことも必要である。
- いずれの項目においても所定の基準を満たしており、改善すべき点と認められる点はない。

【理学部・自然科学教育部（理学専攻）】

- 理学部及び理学専攻では、生物学コースにおける卒業生講演会、化学コースにおける ASO の活用、大学院への飛び級入学に繋がった複数の実績をもつジュニア・リサーチ・フェロー（JRF）制度、学部独自の卒業生アンケートなど、いくつかの取り組みが優れた点として評価されており、令和3年度、4年度に挙げられている、理学部の卒業生アンケートを参考とした「一学科による教育プログラム制の評価」は、令和6年度入学者から適用される大幅なカリキュラムの見直しへと繋がった。この改革により、基礎学問の教育水準を維持しつつコース配属時期を半年早めることで、高度な専門教育への早期取り組みを可能としている。

【医学部（医学科・医学教育部）】

- 優れた点に関しては毎年度維持されており、さらに改訂が行われた医学教育モデル・コア・カリキュラムへの対応も迅速に行われている。また、改善すべき点についても年度ごとに対応が進んでいることから、両面において評価できる。
- 各評価項目について基準を満たしており特に問題となる点はない。
- 全学的な調査に加え、学部・研究科独自のアンケートや勤務先への聞き取り調査を実施し、多面的に教育成果を確認する体制が整備されている。さらに、得られた結果をディプロマ・ポリシーに照らして教育改善に活用しており、継続的な質保証の仕組みが機能している点から、「適切である」と判断できる。
- 本学では、学部・研究科独自の取り組みにより、多面的かつ継続的な教育評価体制が構築されており、ディプロマ・ポリシーに基づいた教育の質保証が実践されている。アンケート回収率など改善の余地もあるが、全体として教育改善への意識が高く、今後さらなる発展が期待される好ましい取り組みと評価できる。

【薬学部・薬学教育部】

- 薬学部及び薬学教育部においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性が保たれ、教育課程は体系的かつ実践的に運用されている。特に、FD 活動の推進や ICT ツールを活用した授業改善、成績評価基準の明確化、大学院教育における研究支援体制の充実を図っている。一方、個別指導科目における成績評価の客観性確保や研究指導計画の運用に関する改善も図られており、教育の質保証に向けた継続的取組が認められる。全体として、学修成果の達成に向けた多面的な支援と評価が着実にに行われていると評価できる。

【教育学研究科】

- 教育学研究科の学修成果が十分に達成されているかという点について、統一的な観点による成績評価を実施していることに加え、修了者及びその勤務先への独自アンケートで検証を行っている点は評価でき、今後もディプロマ・ポリシーに定める育成する人材像と乖離しないことを留意してもらいたい。

2-2. 施設管理

2-2-1. 大学評価会議による自己点検・評価の方法

大学評価会議において選出した2名の大学評価会議委員が、「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」及び「総評」について点検・評価を実施した。

本評価領域の点検・評価を実施した各大学評価会議委員から提出された点検・評価の結果を取りまとめ、大学評価会議による審議・了承を経て、大学評価会議による自己点検・評価の結果として確定した。

2-2-2. 推進責任者による自己点検・評価の概要

本評価領域の推進責任者は、国立大学法人熊本大学施設・環境委員会の議を経て、国立大学法人熊本大学施設管理に関する自己点検・評価要項において、評価項目を定め、令和3年度から令和6年度までの各年度、各評価項目について、自己点検・評価を実施している。

本評価領域の推進責任者による自己点検・評価の結果については、全ての評価項目（ただし、一部「該当なし」の評価項目又は「評価対象外」の評価項目（次回評価実施時期が、令和9年度である評価項目）が存在する。）について、令和3年度から令和6年度までのいずれの年度においても「適切である」と判断されている。

※ 本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書は、本学WEBサイト（<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/ol3mgw>）を参照のこと

2-2-3. 大学評価会議による自己点検・評価の結果

大学評価会議による自己点検・評価の結果：**適切である**

「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員2名の全てが、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断した。

以上の点と、本評価領域の推進責任者から報告された自己点検・評価結果及びそのエビデンスの内容等を総合的に勘案し、大学評価会議は、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断する。

結びに、「総評」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員による総評を示す。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 計画していた自己点検が適切に行われ、評価結果も特に問題となる事項はなかった。ただし、令和6年度の講義中に不審者が講義室に侵入し、学生に危害を加える事案の発生を踏まえ、キャンパス内の安全の確保を目的とする施設・設備の整備については、継続した検討が必要である。○ 施設は、大学設置基準に準拠し、教育研究活動を効果的に展開するために必要な施設が適切に整備されていることを確認している。また、施設の安全性に関しては、耐震化について耐震化率を確認している。評価項目における外灯や防犯カメラ等の設置が行われていること、バリアフリー化について、利用者が円滑に利用できることが確認されている。 |
|---|

2-3. 設備 (ICT)

2-3-1. 大学評価会議による自己点検・評価の方法

大学評価会議において選出した2名の大学評価会議委員が、「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」及び「総評」について点検・評価を実施した。

本評価領域の点検・評価を実施した各大学評価会議委員から提出された点検・評価の結果を取りまとめ、大学評価会議による審議・了承を経て、大学評価会議による自己点検・評価の結果として確定した。

2-3-2. 推進責任者による自己点検・評価の概要

本評価領域の推進責任者は、国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議の議を経て、国立大学法人熊本大学 ICT 環境に関する自己点検・評価要項において、評価項目を定めたうえで、令和3年度から令和6年度までの各年度、各評価項目について、自己点検・評価を実施している。

本評価領域の推進責任者による自己点検・評価の結果については、全ての評価項目について、令和3年度から令和6年度までのいずれの年度においても「適切である」と判断されている。

※ 本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書は、本学WEBサイト (<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/ol3mgw>) を参照のこと

2-3-3. 大学評価会議による自己点検・評価の結果

大学評価会議による自己点検・評価の結果：**適切である**

「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員2名の全てが、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断した。

以上の点と、本評価領域の推進責任者から報告された自己点検・評価結果及びそのエビデンスの内容を総合的に勘案し、大学評価会議は、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価を**適切である**と判断する。

結びに、「総評」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員による総評を示す。

- 4つの評価項目について十分に実施されており、自己点検・評価の通り、適切であると判断される。改善すべき点ではないが、今後、熊大が強みを持つ分野の講義等をアーカイブ化し、公開していくような試みも必要になってくるかもしれない。
- 自己点検・評価項目の「教育への活用が適切か」については、何が行われれば「適切」であるのか、また、何を目指しているのかわかりにくいため、今後の評価項目の設定に当たっては、本学の教育におけるICT活用の方向性を踏まえた内容が盛り込まれるとよいのではないかと。

2-4. 設備（図書）

2-4-1. 大学評価会議による自己点検・評価の方法

大学評価会議において選出した2名の大学評価会議委員が、「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」及び「総評」について点検・評価を実施した。

本評価領域の点検・評価を実施した各大学評価会議委員から提出された点検・評価の結果を取りまとめ、大学評価会議による審議・了承を経て、大学評価会議による自己点検・評価の結果として確定した。

2-4-2. 推進責任者による自己点検・評価の概要

本評価領域の推進責任者は、熊本大学附属図書館運営委員会の議を経て、国立大学法人熊本大学附属図書館の利用環境に関する自己点検・評価要項において、評価項目を定め、令和3年度から令和6年度までの各年度、各評価項目について、自己点検・評価を実施している。

本評価領域の推進責任者による自己点検・評価の結果については、全ての評価項目について、令和3年度から令和6年度までのいずれの年度においても「適切である」と判断されている。

また、令和3年度から令和6年度までのいずれの年度においても、複数の「優れた点」が報告されている。

※ 本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書は、本学 WEB サイト (<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/ol3mgw>) を参照のこと

2-4-3. 大学評価会議による自己点検・評価の結果

大学評価会議による自己点検・評価の結果：**適切である**

「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員2名の全てが、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断した。

以上の点と、本評価領域の推進責任者から報告された自己点検・評価結果及びそのエビデンスの内容等を総合的に勘案し、大学評価会議は、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価を**適切である**と判断する。

結びに、「総評」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員による総評を示す。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 限られた資源の中で、古文書受入れ等の本学の特色となる学術資料の充実、学生の学修支援、論文のオープンアクセスの基盤整備、対外的なセミナー実施など、教育研究支援、社会貢献支援バランス良くカバーできていると思われる。○ 様々な活動が行われており、評価に当たって、それらを裏付ける根拠資料が適切に用意されている。 |
|---|

2－5．学生支援

2－5－1．大学評価会議による自己点検・評価の方法

大学評価会議において選出した2名の大学評価会議委員が、「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」及び「総評」について点検・評価を実施した。

本評価領域の点検・評価を実施した各大学評価会議委員から提出された点検・評価の結果を取りまとめ、大学評価会議による審議・了承を経て、大学評価会議による自己点検・評価の結果として確定した。

2－5－2．推進責任者による自己点検・評価の概要

本評価領域の推進責任者は、熊本大学学生委員会の議を経て、国立大学法人熊本大学学生支援に関する自己点検・評価要項において、評価項目を定めたうえで、令和3年度から令和6年度までの各年度、各評価項目について、自己点検・評価を実施している。

本評価領域の推進責任者による自己点検・評価の結果については、全ての評価項目について、令和3年度から令和6年度までのいずれの年度においても「適切である」と判断されている。

また、令和3年度から令和6年度までのいずれの年度においても、複数の「優れた点」が報告されている。

※ 本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書は、本学WEBサイト (<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/ol3mgw>) を参照のこと

2－5－3．大学評価会議による自己点検・評価の結果

大学評価会議による自己点検・評価の結果：**適切である**

「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員2名の全てが、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断した。

以上の点と、本評価領域の推進責任者から報告された自己点検・評価結果及びそのエビデンスの内容等を総合的に勘案し、大学評価会議は、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価を**適切である**と判断する。

結びに、「総評」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員による総評を示す。

- 推進責任者により自己点検の観点及び自己点検・評価項目が設定され、明確なエビデンスによりこれらへの適合が証されており、推進責任者による自己点検・評価の内容は、適切なものであると考えられる。
- 5つの評価項目について十分に実施されており、自己点検・評価の通り、適切であると判断される。令和3及び5年度に、改善を要する点として挙げられていた課題については既に対応済みと考えられる。結果総括の優れた点において、単年度にしか書かれていないものは、その年度にだけ実施しているようにも受け取れるが、例えば、障がいのある学生を対象とした就職セミナーなどは継続している。今後、継続しているものについては、連続性を持って記述することが望ましい。

2-6. 入学者受入

2-6-1. 大学評価会議による自己点検・評価の方法

大学評価会議において選出した2名の大学評価会議委員が、「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」及び「総評」について点検・評価を実施した。

本評価領域の点検・評価を実施した各大学評価会議委員から提出された点検・評価の結果を取りまとめ、大学評価会議による審議・了承を経て、大学評価会議による自己点検・評価の結果として確定した。

2-6-2. 推進責任者による自己点検・評価の概要

本評価領域の推進責任者は、熊本大学入学試験委員会の議を経て、国立大学法人熊本大学入学者受入に関する自己点検・評価要項及び入学者受入に関する自己点検・評価の実施方針において、評価項目を定め、令和3年度から令和6年度までの各年度、各評価項目について、自己点検・評価を実施している。

本評価領域の推進責任者による自己点検・評価の結果については、「学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること」の評価項目について、令和3年度に、「**適切でない**」と判断されているが、令和4年度から令和6年度までについては、いずれの年度においても「**適切である**」と判断されている。なお、この評価項目以外の評価項目については、令和3年度から令和6年度までのいずれの年度においても「**適切である**」と判断されている。

また、令和3年度から令和6年度までのいずれの年度においても、複数の「優れた点」が報告され、及び令和3年度に、「改善すべき点」が報告されている。なお、本評価領域の推進責任者は、「改善すべき点」について、いずれも、令和4年度までに「**対応済**」であると判断している。

※ 本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書、改善計画書及び改善実施状況報告書は、本学WEBサイト (https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/kihon_joho/hyouka/ol3mgw) を参照のこと

2-6-3. 大学評価会議による自己点検・評価の結果

大学評価会議による自己点検・評価の結果：**適切である**

「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員2名の全てが、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断した。

以上の点と、本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書及びそのエビデンス、改善計画書並びに改善実施状況報告書の内容等を総合的に勘案し、大学評価会議は、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断する。

また、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員から、以下の点が、大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点であるとの意見が提出された。

- 大学教育統括管理運営機構入試・就職戦略室が入試関連データの分析・評価等を行い、その結果を各学部における入学者選抜方法の改善に役立てている点は評価できる。さらなる改善につながる、より有益な情報の提供及び活用が望まれる。

大学評価会議は、以上の点を、本評価領域における「優れた点」と判断する。

結びに、「総評」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員による総評を示す。

- 該当学部等に改善に向けた検討を要請すべき事項が一部残るものの、評価項目全般については十分に実施されており、自己点検・評価の通り、適切であると判断される。
- 推進責任者により自己点検の観点及び自己点検・評価項目が設定され、明確なエビデンスによりこれらへの適合が証されており、推進責任者による自己点検・評価の内容は、適切なものであると考えられる。

2-7. 研究

2-7-1. 大学評価会議による自己点検・評価の方法

大学評価会議において選出した2名の大学評価会議委員が、「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」及び「総評」について点検・評価を実施した。

本評価領域の点検・評価を実施した各大学評価会議委員から提出された点検・評価の結果を取りまとめ、大学評価会議による審議・了承を経て、大学評価会議による自己点検・評価の結果として確定した。

2-7-2. 推進責任者による自己点検・評価の概要

本評価領域の推進責任者は、国立大学法人熊本大学研究推進会議の議を経て、国立大学法人熊本大学研究に関する自己点検・評価要項において、評価項目を定め、令和4年度から令和6年度までの各年度、各評価項目について、自己点検・評価を実施している。

本評価領域の推進責任者による自己点検・評価の結果については、全ての評価項目について、令和4年度から令和6年度までのいずれの年度においても「適切である」と判断されている。

また、令和4年度から令和6年度までのいずれの年度においても、複数の「優れた点」が報告され、及び令和4年度に、複数の「改善すべき点」が報告されている。なお、本評価領域の推進責任者は、「改善すべき点」について、いずれも、令和6年度時点で「対応中」又は「検討中」と判断している。

※ 本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書、改善計画書及び改善実施状況報告書は、本学WEBサイト (https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/kihon_joho/hyouka/ol3mgw) を参照のこと

2-7-3. 大学評価会議による自己点検・評価の結果

大学評価会議による自己点検・評価の結果：**適切である**

「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員2名の全てが、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断した。

以上の点と、本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書及びそのエビデンス、改善計画書並びに改善実施状況報告書の内容等を総合的に勘案し、大学評価会議は、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断する。

また、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員から、以下の点が、大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点であるとの意見が提出された。

- 自己点検項目「研究の実施や、研究を支援し推進する体制を整備していること」に関して、構成員に対して毎年実施している「熊本大学における研究不正防止計画」に基づく意識調査について令和4年度から回答を義務化し、回答率は前年度比で68.5%増加している。令和5年度は、前年度により多くの構成員から集めた意識調査の回答を分析し、特に構成員の意識が低いと思われる内

容を、年に4回構成員に送付する「公正研究便り」に反映させるなどの工夫を行い、さらに、不正防止体制の整備に関して、研究倫理教育の徹底を図り、研究者及び事務系職員のいずれも受講率100%を達成している。

大学評価会議は、以上の点を、本評価領域における「**優れた点**」であると判断する。

さらに、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員から、以下の点が、大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点であるとの意見が提出された。

- 自己点検項目「社会・経済・文化の発展に貢献する研究の実施や研究成果を発出していること」の実施方法として、「研究成果が社会・経済・文化の発展へ貢献していることを確認する。」としているが、共同研究や公開講座の数は点検されているが、共同研究者や受講者などからの評価について点検されていない。

大学評価会議は、以上の点を、本評価領域における「**改善すべき点**」であると判断し、本評価領域の推進責任者に対して、改善に向けた取組の実施の検討を要請する。

結びに、「総評」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員による総評を示す。

- 概ね計画していた自己点検が適切に行われ、評価結果もとくに重大な問題となる事項はなかった。
- 評価項目全てについて十分に実施されており、自己点検・評価の通り、適切であると判断されるが、中期目標・中期計画において、現時点で未達の項目が複数存在しており、具体的な改善策の速やかな実行が望まれる。

2－8．社会貢献

2－8－1．大学評価会議による自己点検・評価の方法

大学評価会議において選出した2名の大学評価会議委員が、「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」、「大学評価会議が「優れた点」と認める点があるか」、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」及び「総評」について点検・評価を実施した。

本評価領域の点検・評価を実施した各大学評価会議委員から提出された点検・評価の結果を取りまとめ、大学評価会議による審議・了承を経て、大学評価会議による自己点検・評価の結果として確定した。

2－8－2．推進責任者による自己点検・評価の概要

本評価領域の推進責任者は、熊本大学熊本創生推進機構運営委員会(令和7年3月31日付けで廃止)の議を経て、国立大学法人熊本大学社会貢献に関する自己点検・評価要項において、評価項目を定め、令和4年度から令和6年度までの各年度、各評価項目について、自己点検・評価を実施している。

本評価領域の推進責任者による自己点検・評価の結果については、全ての評価項目について、令和4年度から令和6年度までのいずれの年度においても、「**適切である**」と判断されている。

また、令和4年度から令和6年度までのいずれの年度においても、複数の「優れた点」が報告され、及び令和4年度に、「改善すべき点」が報告されている。なお、本評価領域の推進責任者は、「改善すべき点」について、令和6年度時点で「**検討中**」であると判断している。

※ 本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書、改善計画書及び改善実施状況報告書は、本学WEBサイト (https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/kihon_joho/hyouka/ol3mgw) を参照のこと

2－8－3．大学評価会議による自己点検・評価の結果

大学評価会議による自己点検・評価の結果：**適切である**

「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員2名の全てが、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断した。

以上の点と、本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書及びそのエビデンス、改善計画書並びに改善実施状況報告書の内容等を総合的に勘案し、大学評価会議は、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断する。

また、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員から、以下の点が、大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点であるとの意見が提出された。

- 未来創造塾の活動は、日本商工会議所青年部との連携協定締結により、大学のさらなる知名度向上に貢献すると期待している。

大学評価会議は、以上の点を、本評価領域における「**優れた点**」であると判断する。

さらに、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員から、以下の点が、大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点であるとの意見が提出された。

- 半数近くを未来創造塾に負っており、公開講座等の実施体制については、より全学的な体制へと改善できる余地があると思われる。

大学評価会議は、以上の点を、本評価領域における「改善すべき点」と判断し、本評価領域の推進責任者に対して、改善に向けた取組の実施の検討を要請する。

結びに、「総評」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員による総評を示す。

- 評価項目全てについて十分に実施されており、自己点検・評価の通り、適切であると判断される。今後とも、所管する業務のさらなる発展に期待する。
- 企業連携、共同研究等については堅調な取組が行われている。他方、公開講座、リカレント、リスキリングについては各分野・教室の個別の取組にとどまっており、今後、全学的な体制の再構築も進めていくべきと考えられる。

2－9．国際

2－9－1．大学評価会議による自己点検・評価の方法

大学評価会議において選出した2名の大学評価会議委員が、「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」、「大学評価会議として「優れた点」と認めるべき点があるか」、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」及び「総評」について点検・評価を実施した。

本評価領域の点検・評価を実施した各大学評価会議委員から提出された点検・評価の結果を取りまとめ、大学評価会議による審議・了承を経て、大学評価会議による自己点検・評価の結果として確定した。

2－9－2．推進責任者による自己点検・評価の概要

本評価領域の推進責任者は、熊本大学グローバル推進機構会議の議を経て、国立大学法人熊本大学グローバル化に関する自己点検・評価要項において、評価項目を定めたうえで、令和4年度から令和6年度までの各年度、各評価項目について、自己点検・評価を実施している。

本評価領域の推進責任者による自己点検・評価の結果については、全ての評価項目について、令和4年度から令和6年度までのいずれの年度においても「適切である」と判断されている。

また、令和4年度から令和6年度までのいずれの年度においても、複数の「優れた点」が報告され、及び令和5年度に、「改善すべき点」が報告されている。なお、本評価領域の推進責任者は、「改善すべき点」について、令和6年度時点で「対応中」と判断している。

※ 本評価領域の推進責任者から提出された自己点検・評価結果報告書、改善計画書及び改善実施状況報告書は、本学WEBサイト（https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigaku_jouhou/kihon_joho/hyouka/ol3mgw）を参照のこと

2－9－3．大学評価会議による自己点検・評価の結果

大学評価会議による自己点検・評価の結果：**適切である**

「推進責任者による自己点検・評価が適切なものであるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員2名の全てが、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価は、**適切である**と判断した。

以上の点と、本評価領域の推進責任者から報告された自己点検・評価結果報告書及びそのエビデンス、改善計画書並びに改善実施状況報告書の内容等を総合的に勘案し、大学評価会議は、本評価領域における推進責任者による自己点検・評価を**適切である**と判断する。

また、「大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点があるか」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員から、以下の点が、大学評価会議として「改善すべき点」と認めるべき点であるとの意見が提出された。

- 自己点検項目「日本人学生の海外派遣の拡大すること」「優秀な外国人学生を増加させること」については、スーパーグローバル大学創成支援事業による財政支援が令和5年度で終了したことから、目標の継続的な達成のためには限られた予算の中で効果的、戦略的方策を立てる必要がある。

大学評価会議は、以上の点を、本評価領域における「改善すべき点」と判断し、本評価領域の推進責任者に対して、改善に向けた取組の実施の検討を要請する。

結びに、「総評」について、本評価領域の点検・評価を担当した大学評価会議委員による総評を示す。

- 概ね計画していた自己点検が適切に行われ、評価結果も特に問題となる事項はなかった。
- 「日本人学生の海外派遣の拡大」「優秀な外国人学生の増加」「海外ネットワークの強化・拡大」「ダブル・ディグリー・プログラムによる交流学生の増加」については、目標値を達成したことを確認できた。「ジョイント・ディグリー・プログラムの設置」に関しては、現在検討中であり、今後の進展が必要である。

3. おわりに

本学の自己点検・評価における各評価領域の評価項目は、各評価領域の推進責任者が、規則の規定に基づく会議又は委員会の議を経て設定している。また、本学は、自己点検・評価の統括責任者として学長を、各評価領域の推進責任者として理事又は副学長をもって充てており、全学的かつ円滑な自己点検・評価の実施体制が確保されている。

各評価領域における推進責任者による自己点検・評価については、2. 評価領域ごとの大学評価会議による自己点検・評価結果の項でも述べたとおり、総じて、いずれの評価領域においても適切に実施されているものと判断する。

本学の自己点検・評価は、令和3年度に、現行の体制となっており、当該年度から（「研究」、「社会貢献」及び「国際」の各評価領域については、令和4年度から）、本評価領域の推進責任者による自己点検・評価が実施されている。当初（令和3年度）は、評価領域によっては、「適切でない」と判断される評価項目が存在していたが、令和6年度時点では、全ての評価領域において、全ての評価項目が「適切である」と判断されている。また、令和3年度から令和6年度にかけて、評価領域によっては、「改善すべき事項」が挙げられているが、令和6年度までに、その多くが、「対応済」の状況となっており、「対応済」となっていない「改善すべき事項」の全てが、改善に向けた「検討中」である又は改善に向けて「対応中」であることが確認できた。

これは、本学の自己点検・評価が、課題を抽出し、課題解決に向けた取組を促進するという、自己点検・評価本来の効果が適切に発揮されている証左であると評価する。

一方で、よりよい自己点検・評価体制の構築のために必須の不断の見直しは、本会議に求められる重要な役割であることを再認識した。

今後も、自己点検・評価を通じ、本学の教育研究水準の向上に寄与したいと考えており、本学の全ての構成員の理解、協力をお願いするものである。

参考 1：国立大学法人熊本大学大学評価会議委員名簿

国立大学法人熊本大学大学評価会議委員名簿

令和 7 年 12 月 1 日現在

◎ 富澤 一 仁	理事（大学改革・評価担当・人事担当）
水元 豊 文	理事（教育・学生支援担当・労務担当）
	自己点検・評価推進責任者（教育、学生支援）
大谷 順	理事（研究・グローバル戦略担当・産学連携担当）
	自己点検・評価推進責任者（研究、社会貢献、国際）
黒沼 一 郎	理事（総務・財務・施設担当）
	自己点検・評価推進責任者（施設管理）
藤吉 孝 則	副学長（入試・高大連携担当）
	自己点検・評価推進責任者（設備（ICT）、入学者受入）
	大学院先端科学研究部（工学系）・教授
高野 博 嘉	附属図書館長
	自己点検・評価推進責任者（設備（図書））
	大学院先端科学研究部（理学系）・教授
新井 英 永	文学部・副学部長
	大学院人文社会科学研究部（文学系）・教授
倉田 賀 世	法学部・副学部長
	大学院人文社会科学研究部（法学系）・教授
岡田 行 雄	大学院社会文化科学教育部・副教育部長
	大学院人文社会科学研究部（法学系）・教授
黨 武 彦	教育学部・副学部長
	大学院人文社会科学研究部（文学系）・教授
松田 真 生	理学部・副学部長
	大学院先端科学研究部（理学系）・教授
常田 明 夫	工学部・副学部長
	大学院先端科学研究部（工学系）・教授
水本 郁 朗	大学院先端科学研究部・副研究部長
	大学院先端科学研究部（工学系）・教授
坂上 拓 郎	大学院生命科学研究部・副研究部長
	大学院生命科学研究部（臨床系）・教授
押海 裕 之	大学院生命科学研究部・副研究部長
	大学院生命科学研究部（基礎系）・教授
船間 芳 憲	大学院保健学教育部・副教育部長
	大学院生命科学研究部（保健学系）・教授
三隅 将 吾	薬学部・副学部長
	大学院生命科学研究部附属グローバル天然物科学研究センター・教授
田中 靖 人	副病院長
	大学院生命科学研究部（臨床系）・教授
丸岡 充	経営企画本部長

◎は、議長

参考2：国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則

○国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則

(令和3年3月24日規則第80号)

改正 令和4年3月14日規則第28号

令和5年3月20日規則第72号

令和6年3月27日規則第144号

令和7年3月27日規則第120号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成16年4月1日制定)第10条第4項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)が教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し必要な事項を定める。

(自己点検・評価の領域)

第2条 自己点検・評価の対象とする領域(以下「自己点検・評価領域」という。)は、別表の左欄に掲げるとおりとする。

(統括責任者)

第3条 本学に、自己点検・評価統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者は、自己点検・評価に係る業務を統括する。

(推進責任者)

第4条 本学に、自己点検・評価推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、別表の左欄に掲げる自己点検・評価領域に応じ、別表の中欄に掲げる者をもって充てる。

2 推進責任者は、自己点検・評価に関する業務を掌理する。

(推進責任者による自己点検・評価等)

第5条 推進責任者は、別表の右欄に掲げる会議又は委員会(以下「所掌会議等」という。)の議を経て、評価項目を定めるものとする。

2 推進責任者は、事業年度ごとに、前項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

3 推進責任者は、前項の自己点検・評価を実施するに当たって、必要に応じて、学生、卒業生若しくは修了生又は卒業生若しくは修了生の主な雇用者その他の関係者から意見を聴取するものとする。

4 推進責任者は、第2項の自己点検・評価の結果を国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)に報告するものとする。

5 推進責任者は、前項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めたときは、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、大学評価会議に報告するとともに、改善を実施するものとする。

6 推進責任者は、前項の改善の実施状況を、事業年度ごとに、大学評価会議に報告するものとする。

(大学評価会議による自己点検・評価等)

第6条 大学評価会議は、前条第4項の自己点検・評価の結果、同条第5項の改善計画及び同条第6項の改善の実施状況(以下「推進責任者による自己点検・評価の結果等」という。)に基づき、原則として6事業年度ごとに、前条第1項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

2 大学評価会議は、前項の自己点検・評価の結果を統括責任者に報告するものとする。

(統括責任者による改善指示)

第7条 統括責任者は、前条第2項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めたときは、推進責任者に改善計画の策定を指示するものとする。

2 推進責任者は、前項の指示を受けた場合は、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、統括責任者

に報告するものとする。

3 統括責任者は、前項の改善計画に基づき、推進責任者に改善を指示するものとする。

4 推進責任者は、前項の指示に基づき、改善を実施するものとする。

(外部評価の実施)

第8条 統括責任者は、自己点検・評価の結果について、必要に応じて、本学の職員以外の者による評価を受けるものとする。

(公表)

第9条 大学評価会議は、自己点検・評価の結果を、本学のホームページ等で公表するものとする。

(事務)

第10条 自己点検・評価に関する事務は、経営企画本部において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日規則第72号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第144号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第120号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条、第5条関係)

評価領域	推進責任者	所掌会議等
教育	教育・学生支援担当の理事	国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会
施設管理	総務・財務・施設担当の理事	国立大学法人熊本大学施設・環境委員会
設備(ICT)	情報ガバナンスを所掌する副学長	国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議
設備(図書)	附属図書館長	熊本大学附属図書館運営委員会
学生支援	教育・学生支援担当の理事	熊本大学学生委員会
入学者受入	入試・高大連携担当の副学長	熊本大学入学試験委員会
研究	研究・グローバル戦略担当の理事	国立大学法人熊本大学研究推進会議
社会貢献	研究開発戦略本部長	熊本大学研究開発戦略本部運営委員会
国際	グローバル推進機構長	熊本大学グローバル推進機構会議

